

岐阜県公報

号外(一) 平成二十二年二月一日

目次

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一頁

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(同) 二頁

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 二頁

規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表警察本部長の項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六 地方自治法(以下この項中「法」という。)第二百三十八条の四第二項第四号の規定により公安委員会の所管に係る庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付けること。

七 法第二百三十八条の四第七項の規定により公安委員会の所管に係る行政財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可すること。

八 法第二百三十八条の四第九項の規定により前号の規定による許可を取り消すこと。

九 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第三条の規定により公安委員会の所管に係る行政財産の使用料を減免すること。

第二条の表警察署長の項中第六号を第十号とし、第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 地方自治法（以下この項中「法」という。）第二百三十八条の四第二項第四号の規定により警察署に係る庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付けること。

六 法第二百三十八条の四第七項の規定により警察署に係る行政財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可すること。

七 法第二百三十八条の四第九項の規定により前号の規定による許可を取り消すこと。

八 岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第三条の規定により警察署に係る行政財産の使用料を減免すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月一日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県規則第六号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則（昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 1 法第二百三十八条の四第二項第四号の規定により庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付けること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年二月一日

岐阜県知事 古田肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一四の項所長決裁事項の欄中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同欄に第一号として次の一号を加える。

- 1 法第二百三十八条の四第二項第四号の規定により庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある部分を貸し付けること。

附則

この訓令は、平成二十二年二月一日から施行する。